

災害廃棄物処理_汎用型（対地方公共団体）

災害時における【●●県内市町村】間の相互応援に関する協定書（ひな形）

【 】部分は都道府県が域内市町村と締結する場合の汎用的な内容にしています。
必要に応じて適宜修正ください。（例：【●●県及び△△県】，【〇〇市及び▲▲町】）

第1条（目的）

この協定は、災害の発生により、●●県内の被災市町村のみでは十分な災害廃棄物等（第2条で定義する）の処理等を実施することができない場合において、市町村相互の協力が迅速かつ円滑に実施され、災害時における住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上、及び被災地の円滑な復旧に資することを目的とする。

第2条（定義）

この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害：災害対策基本法第2条第1号に規定する災害、またはそれが発生するおそれのある事態をいう。
- (2) 災害廃棄物等：廃棄物処理法第2条の3に規定する非常災害廃棄物（非常災害により生じた廃棄物）及び避難所等から排出される生活ごみ及び仮設トイレ等で発生するし尿をいう。

施行規則第1条の2の3第2項第3号イ及び
同法第1条の21第2項第3号イに基づく規定
（※必要により規定）

第3条（災害廃棄物等の処理の内容）

この協定における相互応援は、災害発生により、応援を要請する市町村（以下「要請市町村等」という。）単独では災害廃棄物等の処理等を迅速かつ適切に実施することが困難と判断し、要請市町村等と要請を受け応援を実施する市町村（以下「応援市町村等」という。）の合意が整ったとき、次に掲げる事項の協力を要請することができる。

- (1) 災害廃棄物等の分別及び撤去作業
- (2) 災害廃棄物等の収集運搬
- (3) 災害廃棄物等の中間処理及び処分
- (4) 避難所等への仮設トイレ等の運搬、設置
- (5) し尿等の収集運搬
- (6) 仮置場の設置、管理、運営に関わる業務
- (7) 前各号に付帯する必要な業務及び技術的な助言
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理等
に関し双方協議の上必要と認める事項

※協力要請項目は、協力内容に
応じて必要なものを選択

施行規則第 1 条の 2 の 3 第 2 項第 2 号及び
同法第 1 条の 21 第 2 項第 2 号に基づく規定

第 4 条（災害廃棄物等の処理を求める場合の手続き）

要請市町村等は、前条の応援要請を行うとき、次の事項をできるだけ明確にし、応援要請の内容を電話等により口頭で、●●県知事に対し、応援の依頼をするものとする。●●県知事は、応援市町村に対して、速やかに要請内容を伝達するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、被害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) その他必要な事項

2 要請市町村等は、応援市町村に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

施行規則第 1 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号ロ及び
同法第 1 条の 21 第 2 項第 3 号ロに基づく規定（※必要により規定）

第 5 条（費用負担）

応援に要する経費は、原則として要請市町村がこれを負担するものとする。

施行規則第 1 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号ハ及び同法第 1 条の
21 第 2 項第 3 号ハに基づく規定（※必要により規定）

第 6 条（協定の期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から令和▲年▲月▲日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、協定を締結した市町村等から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、さらに 1 年間期間を延長するものとし、以降についても同様とする。

第 7 条（その他）

この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、相互協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書●通を作成し、相互記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和▲年 ▲月 ▲日

施行規則第 1 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号ハ及び
同法第 1 条の 21 第 2 項第 1 号に基づく規定

●●県

●●県知事

●● ●● 印

◆◆市

◆◆市長

◆◆ ◆◆ 印

- 、◆◆部分には、自治体名等を記入してください。
- このひな形は一般的なものです。締結する相手の業務内容や、地域の実情に合わせて条文を修正してください。
- 災害廃棄物対策指針 技術資料 8 - 2 「相互応援に関する協定（例）」には、実際に締結している協定書事例が記載されているので、協定書の内容を検討したい場合には参考にすることができます。
- 委託費用（費用負担）については、別途取り決めておく必要があります。
- 協定策定の際には、「協定マニュアル第 3 章 協定に盛り込むべき項目と検討のポイント」を参考に作成ください。
- 支援要請書、実施報告書は必要に応じて添付ください。